

ケアハウス グリーンライフ光陽 重要事項説明書

1. 事業所の概要

(1) 設置法人

法人名	社会福祉法人 札幌光陽会
法人所在地	札幌市豊平区西岡4条12丁目3番8号
代表者氏名	中 駄 芳弘
電話番号	011-585-4322

(2) 利用施設

施設の種類	軽費老人ホーム（ケアハウス）
施設の名称	ケアハウス グリーンライフ光陽
施設長	中 沢 健 司
施設の所在地	札幌市豊平区西岡5条12丁目1番号
電話（FAX）番号	011-583-2001 （FAX 583-2007）
開設年月日	平成 6年 4月 1日
入所定員	50名

(3) 当施設の運営方針

利用者の人権と自立心を尊重し、安心して健康で明るい生き甲斐のある生活ができる様その環境作りや活動の場を積極的に整えることと、利用者と共に和の心を以って相談・援助を行い適切な運営をする。

2. 居室の概要

居室・設備の種類	室 数	備 考
個室(一人部屋)	40室	22.57㎡
二人部屋(夫婦等)	5室	35.24㎡
合 計	45室	
食 堂	1室	112.5㎡
機能訓練室	1室	多目的室使用 57.32㎡
浴 室	3室	一般浴・個人浴
便 所	4室	男女各1.共用-1

3. 職員の配置状況

職種	常勤	指定基準	常勤換算後の員数	保有資格	勤務体制	休暇
施設長	1人(兼務)	1人	1人	介護福祉士	日勤9:00~17:30	4週7休
生活相談員	1人	1人	1人	社会福祉士	日勤9:00~17:30	4週7休
介護職員	1人	1人	1人	介護福祉士	日勤9:00~17:30	4週7休
栄養士	1人	1人	1人	栄養士	日勤9:00~17:30	4週7休

4. 当施設が提供するサービス内容及び利用料について

(1) 食事

当施設では栄養士の作成する献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況に配慮した食事を提供いたします。

朝食	昼食	夕食
8:00～9:00	12:00～13:00	18:00～19:00

(2) 入浴

入浴時間、曜日については以下の通りとなっておりますので、ご利用下さい。

①大浴場

	日	月	火	水	木	金	土
男性浴室	13時40分～20時	女性介助浴	13時40分～20時	13時40分～20時	女性介助浴	13時40分～20時	13時40分～20時
女性浴室	13時40分～20時	女性介助浴	13時40分～20時	13時40分～20時	女性介助浴	13時40分～20時	13時40分～20時

※都合により変更することがございます。

※月曜日・木曜日は女性介助浴が終わった17時より一般の方にご利用頂けます。

②個人浴場

毎日9:00～19:00までの間ご利用頂けます。

ご使用後は各自清掃して頂きます、ご協力お願い致します。

(3) 相談及び援助

施設職員は、入居者の相談の場を積極的につくり、親愛の念をもって秩序ある日常生活が営まれるよう助言を行います。

入居者に対する日常生活の介護は、原則として実施致しません。入居者が心身の故障等で日常生活が自力で出来ず、又は疾病等で介護者が必要になった場合には、特定施設入居者生活介護サービスや外部の在宅サービスが受けられるよう迅速に対応致します。

なお、サービス等にかかる経費は、入居者の負担となります。

(4) レクリエーション等

入居者の心身の状況を考慮した上で、レク活動や年間行事を実施し、生きがいある生活を支援致します。

(5) 健康の保持

① 施設での生活を健康に過ごして頂くため、年に一度健康診断を受けて頂きます。費用については、施設負担と致します。

② 通院の付き添い等は致しません。

(緊急時の対応)

- ・ 身体の状態の急激な変化などで緊急な事態が生じたときは、ナースコール等により職員にお知らせ下さい。速やかに対応させて頂きます。
- ・ 必要時には、関係医療機関への連絡とともに、その身元引受人等へも速やかに連絡致します。

(6) 協力医療機関

① 協力医療機関は次のようになっておりますが、医療機関の選択は自由となっております。

医療機関の名称	医療法人 恵和会 西岡病院
所在地	札幌市豊平区西岡4条4丁目1-52
診療科	内科
医療機関の名称	医療法人社団 康和会 札幌しらかば台病院
所在地	札幌市豊平区月寒東2条18丁目7-26
診療科	内科、整形外科
医療機関の名称	医療法人社団 豊生会 東苗穂にじいろ歯科クリニック
所在地	札幌市東区東苗穂3条1丁目2-12-2階

(7) 利用料に関して

- ① 利用料は、札幌市が定める基準により「サービスに係る費用」・生活費及び「居住に係る費用」として、その額は、別表の通りと致します。
- ② 月の途中に入退居があった場合、「サービスに係る費用」、生活費は入居日、契約解除日を基準に日割り計算し、「居住に係る費用」は1カ月全額負担の計算となります。
- ③ 利用料のほか、居室で使用する電気・水道及び電話などの使用料も負担して頂きます。
- ④ 利用料は、当月分を当月の10日までに、使用料は、当月分を翌月の10日までにお支払い下さい。利用料及び使用料は北海道銀行の口座振替を使用できます。
- ⑤ 利用料は、前年の収入により決定します。毎年2月末までに収入申告書とそれを確認するための書類を必ずご提出下さい。

(8) 食費の減免について

入院・外泊に伴い、以下の通りに食費を減免することが出来ます。

- ① 減免申請書を5日前までにご提出下さい。それを過ぎると、1日単位で減免される日が先送りになります。
- ② 1日につき800円減免致します。ただし、1食でも食事を摂られた場合、その日は減免の対象となりません。
- ③ 緊急の入院の際は、申請書はいりませんが、5日以降からの減免となります。

5. 当施設ご利用にあたっての留意いただく事項

(1) 居室について

- ① 居室の清掃（居室・トイレ等）は入居者様にてお願いしております。
- ② 原則として居室の造作、模様替えなどをご遠慮下さい。
 - 特殊事情によりやむを得ず居室の造作、模様替えをする場合は、施設の承認を得てから行って下さい。この場合は入居者様の負担と致します。
 - 施設の承認を得ないで居室の現状を変更したときは、直ちに入居者様の負担により現状に回復するか、対価を支払って頂きます。
 - この契約を解除して居室を明け渡す時に修理などを行なう必要が場ある場合は、その費用を施設と協議し負担して頂きます。

- ③ 故意又は重大な過失によって建物、付属設備及び備品などに損害を与えた時は、その損害、又は現状に回復する責を負って頂くこととなります。
- ④ 居室の変更は、原則行いませんが、必要によりやむを得ず変更して頂くこともありますので、ご了承下さい。（2人部屋入居者でどちらかが退居した場合等）
- ⑤ 居室での火気の取り扱いについて、電気調理器、タバコ、線香、ろうそく等十分取扱いにはご注意下さい。（線香、ろうそくは電気式のものをご利用下さい。）

（2） 外泊、外出、宿泊について

- ① 外出（短時間のものは除く）または外泊の際は、その都度、外出・外泊先、施設へ帰着する予定日時等を届け出て下さい。
- ② 面会は自由となっておりますが、面会される方は必ず面会簿の記入をお願い致します。
- ③ 宿泊の際は、宿泊承認届をご提出下さい。

（3） 入居者及び職員は、施設内で次の行為をしてはいけません。

- ① けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。
- ② 宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。
- ③ 指定した場所以外で火気を用いること。
- ④ 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- ⑤ 故意又は無断で施設もしくは備品に損害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。
- ⑥ ベランダ、通路をふさぐ行為。（緊急時は避難通路となります。）
- ⑦ 寝巻姿等のままで、食堂を利用すること。
- ⑧ 栄養士が認めた食品以外の給食を居室へ持ち帰ること。

（4） 居室の立ち入り

居室の保全、衛生、防犯、防火、その他管理上必要があると認める時は、入居者の承認を得ることなくして居室に立ち入る事がありますので、ご了承下さい。

（5） 身元引受人

- ① 身元引受人になる方は、この契約を締結するときに身元引受け書を施設にご提出下さい。又変更事項が御座いましたら、必ずお知らせ下さい。
- ② 身元引受人の方は、入居者に債務の不履行があつたときは、入居者と連帯してその履行の責を負うものの他、入居者様の身柄を引き取る責任が御座います。
- ③ 外出や旅行で長期間連絡が取れなくなる際は、緊急時に連絡が取れる連絡先を施設までお知らせ下さい。

6. 契約の終了

入居者様が自らの意志で退居したとき、又は死亡したときは、この契約は終了することとします。

なお、死亡したときは、施設は次のように対応させていただきます。

- ① 施設では、入居者様の所有物を保管し、身元引受人の方に連絡して一切の対応を身元引受人の方にお願ひすることとします。
- ② 身元引受人の方は、15日以内にその所有物を引き取り、居室を明け渡すようにして下さい。
- ③ 明け渡しの期日が過ぎても、なお残置された所有物については、身元引受人の方がその所有物を放棄したものとみなし、施設において自由にするものとします。

7. 契約の解除

(1) 入居者様が以下に該当したときは、2ヶ月間の予告期間をおいて契約を解除することが御座います。

- ① 利用の条件に関して、虚偽の届出を行って利用を承認されていたとき。
- ② 利用料などの支払いを怠って、その滞納が3ヵ月分に達したとき。
- ③ 日常生活の起居動作に介助を必要とし、施設での生活が著しく困難と認められるも、介護サービスの利用を拒否し、日常生活を維持できなくなったとき。
- ④ 身体的又は精神的疾患若しくは欠陥のため、施設での生活に著しい支障を与える恐れがあると認められたとき。
- ⑤ 共同生活の秩序を著しく乱し、他の利用者に迷惑をかけているとき。
- ⑥ その他、この契約の条項に違反したとき、及び利用者心得に違反し、甲の指示、又は指導に従わないとき。

(2) 入院などの理由で継続して3ヶ月以上施設を利用しないとき、又は利用しないと見込まれるときは、入居者様、施設、身元引受人とで協議の上対処致します。

8. 退居に伴う援助

円滑な退居のために当施設を退居される場合は、入居者様又は家族様の希望により、施設は入居者様の心身状況、置かれている環境等を勘案し、必要な以下の援助を速やかに行います。

- ① 適切な病院又は介護老人福祉施設等の紹介。
- ② 居宅介護支援事業所の紹介。
- ③ その他保健医療サービス

9. 退居に伴う費用について

退居される際、以下の費用を負担して頂きます。

- ① 入居前の状態で居室を明け渡して頂きます。
- ② 清掃に係わる費用を負担していただきます。
- ③ 居室の現状回復に係わる費用は、居室の状態により施設と協議し、負担して頂きます。
- ④ その他、修理を行なう必要がある場合はその費用を負担して頂きます。

ケアハウス グリーンライフ光陽の入居に際し、ケアハウス契約書に基づいてケアハウス重要事項説明書の説明を行いました。

説明者 施設名 ケアハウス グリーライフ光陽
役職 生活相談員 氏名 中川 裕起 印

私は、ケアハウス契約書に基づいて上記の重要事項の説明を受け、内容を理解し承諾致しました。

令和 年 月 日

契約者 住所

氏名 _____ 印

身元引受人 住所

氏名 _____ 印